

生徒心得

前文

本校生徒は本校教育の目的を理解し、心身の健全な発達、自主的精神の涵養、健康の増進、学業の進歩、校風の振興、さらには働きながら学ぶ高校生としての本分を全うするよう努めなければならない。

この生徒心得は、諸君が本校生徒として実践しなければならないことを規定したものである。

本校生として法律や条例、本校に定められた校則・規則等を守れなかった場合は、反省を促すため適切な処置を行う。

1 総則

- (1) 天草高校の生徒として誇りと自覚をもって、礼儀を重んじ品位をもった行動をとること。
- (2) 健康に注意し、規則正しい生活をする。
- (3) 学校は目的を一つにした共同生活の場であるから、規律ある行動をとること。
- (4) お互いに思いやりの気持ちを大切にすること。

2 校内生活

学校生活は集団生活であるので、規律と秩序ある生活をするのが求められる。生徒間では同じ仲間として、お互いに挨拶・会釈をする日常生活を心掛けること。また、校内の施設設備は全日制と共用するので大切に使用すること。

- (1) 欠席・遅刻・早退をしない。
 - 欠席・遅刻は、必ず事前に担任または学校へ連絡すること。
 - 早退するときは、担任の許可をもらうこと。
- (2) 登校したら、授業終了までは校外に出ないこと。
- (3) 学校敷地内での喫煙はしないこと。(20歳未満の喫煙は法律で禁じられている)
- (4) 下足と上履き、体育館シューズの使い分けをきちんとすること。下足は下足箱の前まで許可。
- (5) 貴重品は担任または副担任に預けること。
- (6) 集会や授業を妨害するような言動は慎むこと。(私語や立ち歩き等)
 - 授業中は担当教師の指導に従い、きちんとした態度で臨み、教師に暴言をはいてはならない。
- (7) 携帯電話・スマートフォン、音楽プレイヤー、漫画、ゲーム機などの学習に関係ないものを、集会や授業中に使用してはならない。
- (8) 学習活動中は、友人・知人を校内に招いたりしないこと。
- (9) 集会・授業中の帽子、マフラー、手袋、上着(ジャンパー、コート)は着用しないこと。ただし上着に関しては、室内温度で許可する場合もある。
- (10) 男女間の交際は、誤解や周囲に不信感を招くことがないように、節度を守ること。
- (11) いじめ行為は絶対にしないこと。(暴力行為、威圧行為、暴言、悪口、SNS等での誹謗・中傷など)
- (12) 学校内の施設・設備・校具は大切にすること。
 - 破損の事情によっては弁償を要求することもある。

- (13) 校舎・施設・校具を使用したいときは、必ず係教師の許可を得、使用後は報告を怠らないこと。
- (14) 掲示物の掲示・放送・印刷物の配布・集会については学校の許可を得ること。
- (15) 拾得物・紛失物があった場合は直ちに担任か係の教師に届けること。
- (16) 定時制で使用しない場所には立ち入らないこと。
- (17) 校内では常に清潔で静かな場所であるようにゴミの分別や、校内美化に努めること。

※ 下記事項の違反は特別指導の対象となる。

- ① 暴力行為・恐喝・窃盗・万引き・金銭強要
- ② 飲酒・喫煙（未成年者）
- ③ 考査不正行為（カンニング）
- ④ 薬物乱用
- ⑤ 不純異性交遊
- ⑥ 家出
- ⑦ 暴走族・暴力団への加入
- ⑧ 深夜徘徊（未成年者）
- ⑨ 怠学（さぼり）
- ⑩ 学習活動中の携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー・漫画・ゲーム機等の使用
- ⑪ 教師への暴言、威圧行為
- ⑫ いじめ行為（暴力行為、威圧行為、暴言、悪口、SNS等での誹謗・中傷など）
- ⑬ 故意による校舎・校具破損
- ⑭ 指導に従わない繰り返し違反等（成人の学校敷地内での喫煙、授業中の不真面目な態度など）

3 校外生活

学校外においても、常に天草高校の生徒としての自覚をもち、社会の信頼にこたえる生活をする事。

- (1) 無断外泊・深夜徘徊は慎むこと。
- (2) アルバイトをする際は必ず担任の先生に申し出をし許可を得ること。また辞めた場合やアルバイト先を変更する場合にも申し出を行うこと。ただし夜間のアルバイトは、18歳未満の者は禁止とし、18歳以上の者は授業に支障がないように努めること。
- (3) 旅行・登山などを計画する場合は、学校に届けて許可を得ること。
- (4) 外部団体への加入や参加については、事前に学校の許可を得ること。
暴走族・暴力団などの反社会的団体への加入は退学を含む厳しい指導を行う。

4 服装

- (1) 服装については特に規定しないが、常に端正・清楚に心がけ生徒としての品位を保ち他人に不快感を与えないようにすること。（仕事場で着用している服装はそのままでもよい）
- (2) 学校が指定した日（卒業式などの式典時）は場に応じた適切な服装（黒・紺・グレーなど、派手ではないもの）を着用しなければならない。

5 交通関係

働きながら学ぶ高校生の健全な育成を目指す本校では、自動二輪車・自動車等の免許

取得を禁止してはいないが、通学的手段として自動二輪車・自動車等を使用することを原則として禁止している。これは自動二輪車や自動車等を運転することで、自分の命を失ったり、他人の命を奪ったりする危険性を減らすためでもある。この目的のためにも下記に示す事項を熟読して交通安全に努めてもらいたい。

- (1) 車両（自転車を除く）による通学はすべて許可制とし、原付での通学を希望する者は、「通学許可願」を提出し許可を受けること。ただし、自動車通学については、原則として許可しないが、特別な事情がある者に限り所定の手続きを完了後許可する。
- (2) 改造車による通学、車両の貸し借りはしないこと。
- (3) 許可を受けた者が事故・違反等に遭った場合には、速やかに学校に報告書を提出しなければならない。
 - 届け出は事故・違反後7日以内に行うこと。
- (4) 許可車両以外の車両で登校する場合は、生徒指導部に許可を受けること。
- (5) 反社会的行為（暴走行為など）をした者には、退学を含む厳しい指導を行うと同時に、車両通学の許可を取り消す場合もある。
- (6) 交通ルールを守った運転で事故防止に努めること。
 - 二人乗り、並列進行、片手運転（傘さしや携帯電話・スマートフォン）、無灯火、音楽機器を使用しながらの運転等はしないこと
- (7) 車両は学校内の指定した場所に駐輪・駐車すること。
 - ヘルメットは各個人で管理し、盗難防止に努めること。
 - 学校の玄関付近、歩道には駐輪・駐車しないこと。
- (8) 遵守事項を守れない者、許可条件に違反した者、許可の適格条件を欠くと認められる者、必要事由がなくなった者は、許可を取り消す。
- (9) 年度途中で新たに免許を取得した場合には、「免許取得届」を生徒指導部に必ず届け出ること。
- (10) 改正道路交通法により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっていることから、自転車通学においてもヘルメット着用を推奨する。

※ 下記事項の違反は特別指導の対象となる。

- ① 事故・違反を指定期日以内に届けなかったとき。
- ② 無免許運転
- ③ 事故加害者
- ④ 速度超過違反
- ⑤ 飲酒運転
- ⑥ 暴走行為（騒音なども含む）
- ⑦ 軽度の違反（一時停止違反・無断車両通学・ノーヘル・ノーシートベルト・携帯電話の使用、二人乗り、傘さし運転等）
- ⑧ 指導に従わない繰り返し違反等（大音量での音楽、車両の貸し借り、所定外の駐車 など）

車両通学について

1 通学許可の条件・制限について

車 両	条件・制限
自転車	(1) 距離等に制限は設けない。 (2) 整備不良の車両は認めない。
原 付 (排気量50ccまでの車両)	許可制 (1) 通学距離が3km以上を原則とし、通学にどうしても必要であると認められる生徒に対しては、学校の審議を経て許可する場合もある。 (2) 整備不良の車両・改造車両は認めない。 (3) 騒音を出しての校内の走行も禁止する。 (4) 任意保険を推奨する。
自動車	原則禁止 (1) 学校から自宅、または職場までの距離が20km以上ある場合通学にどうしても必要であると認められる生徒に対しては学校の審議を経て許可する場合もある。 (2) 任意保険に必ず加入する。 (3) 整備不良の車両・改造車両は認めない。
自動二輪 (排気量50ccを超える車両)	禁止

2 注意事項

- (1) 原付・自動二輪・自動車等の免許を取得する場合は、必ず事前に担任へ申し出る。
- (2) 車両での通学を希望する生徒は「**通学許可願**」を提出する。
- (3) 自動車通学生は、自動車通学生オリエンテーションを受講し、「**自動車通学許可証**」を受け取る。
- (4) 「**自動車通学許可証**」はダッシュボードの上に見えるように置いておく。
- (5) 交通LHRの未受講者に対しては、通学許可を取り消す場合もある。
- (6) 決められたスペースに車両を駐車すること。
- (7) 学校行事等により、駐車場が使用できない場合は、生徒指導部が指示する場所に駐車する。
- (8) 交通違反もしくは校則違反をした場合は、一時的に車両での通学の許可を取り消す場合もある。
- (9) やむを得ない事情で許可以外の車両で登校した場合は、直ちにその旨を生徒指導部または担任に申し出る。